



2025 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 芦森工業株式会社
代 表 者 名 取締役社長 財津 裕真
(コード番号 3526 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 総務部長 堀田 雄嗣
(TEL. 06 - 6388 -1212)

**(変更)「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の変更に関するお知
らせ**

当社が、2025 年 8 月 8 日付で公表いたしました「その他の関係会社である豊田合成株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「本プレスリリース」といいます。)の添付資料「芦森工業株式会社株券等(証券コード: 3526)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」につきまして、本日、豊田合成株式会社より「(訂正)芦森工業株式会社株券等(証券コード: 3526)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」が公表されましたので、お知らせいたします。

以 上

(参考) 本日付「(訂正)芦森工業株式会社株券等(証券コード: 3526)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(別紙)

2025 年 9 月 8 日

各 位

会 社 名 豊田合成株式会社
代 表 者 名 取締役社長 齋藤 克巳
(コード番号 7282 東証プライム・名証プレミア)
問 合 せ 先 経営企画部部長 山本 秀俊
(T E L. 052-400-5105)

(訂正)芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

豊田合成株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、2025 年 8 月 8 日付で公表いたしました「芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（当社が 2025 年 8 月 12 日に公表いたしました「(訂正)芦森工業株式会社株券等（証券コード：3526）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」による変更を含みます。）につきまして、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことにより、下記のとおり訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(7) 買付け等による株券等所有割合の異動

(訂正前)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,035 個	(買付け等前における株券等所有割合 28.26%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	<u>108</u> 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.18%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	60,276 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 1%)
対象者の総株主の議決権の数	59,761 個	

(注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を 0 個と記載しております。なお、公開買付者は、本日以後に特別関係者が所有する対象者の株券等を確認の上、訂正が必要な場合には、訂正の内容を開示する予定です。

- (注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(6) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数(4,324,138株)に係る議決権の数(43,241個)に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加算した議決権の数を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年6月19日に提出した第125期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権の数(60,276個)を分母として計算しております。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,035 個	(買付け等前における株券等所有割合 28.26%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	109 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.18%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	60,276 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 一%)
対象者の総株主の議決権の数	59,761 個	

- (注1)「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)についても買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」を0個と記載しております。
- (注2)「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(6) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数(4,324,138株)に係る議決権の数(43,241個)に「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」を加算した議決権の数を記載しております。
- (注3)「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2025年6月19日に提出した第125期有価証券報告書に記載された2025年3月31日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者の所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(6,027,638株)に係る議決権の数(60,276個)を分母として計算しております。
- (注4)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。株主及び新株予約権者ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者及び対象者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

公開買付者は、本公開買付けが、適応される米国の法令及び各種規制を遵守するものとして実施できない限り、本公開買付けを、米国において若しくは米国に向けて又はいかなる米国人（米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）レギュレーション S に規定される「米国人」を意味します。以下、本項において同じです。）に対しても行いません。その場合、米国から若しくは米国内における、若しくは米国内に存在若しくは居住する者による、又は米国人の計算において若しくはその利益のために活動するいかなる者による、本公開買付けに対する対象者の株券等の応募は、いかなる用法、方法若しくは手段による又はいかなる施設を通じて行われるものであっても行うことはできません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。